

〈平成29年度の情報公開制度の運用結果〉

開示請求件数

年 度	請求件数	処理件数
平成29年度	25件	25件
平成28年度(参考)	59件	59件



実施機関別の決定の内訳

実施機関名	公 開	部分公開	非公開	不存在	存否不回答	取下げ	合 計
市 長	18件	3件	0件	0件	0件	0件	21件
教育委員会	0件	1件	0件	0件	0件	0件	1件
農業委員会	1件	2件	0件	0件	0件	0件	3件
合 計	19件	6件	0件	0件	0件	0件	25件

部分公開とした理由

理 由	件 数
個人に関する情報	4件
法人等に関する情報	3件
公共の安全等に関する情報	1件
合 計	8件

※複数の非公開理由に該当する場合は、それぞれに計上しています。

〈平成29年度の個人情報保護制度の運用結果〉

開示請求件数

年 度	請求件数	処理件数
平成29年度	4件	4件
平成28年度(参考)	21件	21件



実施機関別の決定の内訳

実施機関名	開 示	部分開示	非開示	不存在	取下げ	合 計
市 長	1件	1件	0件	1件	0件	3件
農業委員会	1件	0件	0件	0件	0件	1件
合 計	2件	1件	0件	1件	0件	4件

部分開示とした理由

理 由	件 数
個人に関する情報	1件
公共の安全等に関する情報	1件
合 計	2件

※複数の非公開理由に該当する場合は、それぞれに計上しています。

情報公開制度・個人情報保護制度の利用方法と運用結果

市では、市が保有する公文書を公開する「情報公開制度」を定めています。また、保有する個人情報に適正に取り扱うため、「個人情報保護制度」により必要なルールを定めています。市政に関する情報の公開・開示は、皆さんからの請求に基づいて行っています。なお、行政情報コーナー(市役所1階受付脇)では、市の予算書等を見ることができ、その中で利用ください。

◆情報公開制度

市が保有する全ての公文書が対象となります。ただし、個人情報や法令または条例の規定などによって公にすることができない情報は対象となりません。

▼情報公開の請求

公開の請求は各窓口で行えます。受付日から原則15日以内に公開・非公開の決定を行います。

います。

公開できる場合は、公開の日時をお知らせします。公開は、写しの交付により行います。

▼情報公開の請求ができる方

①市内在住の方

②市内に事務所または事業所がある方

③市内に在勤または在学している方

④市の行う事務または事業に利害関係を有する方

▼請求方法Ⅱ情報公開請求書により請求してください。

▼請求書配布場所Ⅱ行政情報コーナー

※市ホームページからもダウンロードできます。

▼費用Ⅱ公文書の写し1枚につき10円(A4単色の場合)

▼決定に不服があるときは

部分公開または非公開の決定をした場合は、決定通知書にその理由を示します。その

決定に不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます。

◆個人情報保護制度

個人の権利利益の保護と個人情報の適正に取り扱うため、市が保有する個人情報の開示、訂正等を請求することができます。

ただし、法令などにより開示することができないとき、正当な権利利益を侵害する恐れがあるときなど、請求されても開示できない場合があります。

▼開示の請求

公開の請求は各窓口で行えます。受付日から原則15日以内に公開・非公開の決定を行います。

▼開示の請求

部分開示または非開示の決定をした場合は、決定通知書にその理由を示します。その

決定に不服があるときは、その処分があったことを知った



時をお知らせします。開示は、写しの交付により行います。

▼個人情報の開示請求ができる方

①自己に関する個人情報を市が保有している方

②①に該当する未成年者または成年被後見人の法定代理人(個人番号が内容に含まれる特定個人情報については、任意代理人による請求も可)

▼請求方法Ⅱ個人情報開示請求書に本人、法定代理人または任意代理人であることを証明する書類を添えて請求してください。

▼請求書配布場所Ⅱ行政情報コーナー

※市ホームページからもダウンロードできます。

▼費用Ⅱ公文書の写し1枚につき10円(A4単色の場合)

▼決定に不服があるときは

部分開示または非開示の決定をした場合は、決定通知書にその理由を示します。その

決定に不服があるときは、その処分があったことを知った

こちらは消費生活センターです!

架空請求の相談が急増しています
～心当たりのないはがきやメール・SMSに反応しないで!～

「身に覚えのない料金を請求する電子メール・SMS(ショートメッセージサービス)が届いた」「未納料金を支払わないと訴訟手続きを開始すると書かれたはがきが届いた」等の相談が寄せられています。大手通販サイト等の実在の事業者をかたって消費者を誤認させるものや、連絡しないと法的措置をとると伝え消費者を不安にさせるものや、弁護士を名乗る者が登場する劇場型等、詐欺業者は様々な方法で消費者にお金を支払わせようとしています。支払方法も消費者をコンビニに行かせてプリペイドカードを購入させ、カード番号をだまし取る等、さまざまな方法が使われています。

〈事例〉

▶スマートフォンに「未納料金が有り、連絡しないと裁判を起す」とのSMSが届いた。利用したことはなく記載されていた業者に電話したらプリペイドカードによる支払いを要求された。

▶実在の事業者をかたるSMSが届き、未納料金を一旦支払えば返金されると言われプリペイドカードで支払ってしまった。

▶スマートフォンに未納料金を請求するSMSが届き、振り込みで支払うよう指示された。

▶「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」のはがきが法務省管轄支局民

事訴訟管理センターから届いた。裁判取り下げ期日が当日の日付だったので電話すると弁護士を名乗る者を紹介され、その弁護士にコンビニでプリペイドカードを買って番号を伝えるよう言われた。

〈消費者へのアドバイス〉

▶未納料金を請求されても、決して相手に連絡しない。架空請求は消費者の情報を特定したうえで送られているわけではありません。連絡してしまうと相手とのやり取りの中で自分の情報を相手に知られてしまいます。

▶コンビニに行くよう指示されても、応じない。

▶「法務省管轄支局」等と称する団体の実態はなく、国の行政機関である「法務省」とも一切関係ありません。また、正式な裁判手続きがはがきで来ることはありません。はがきに記載されている電話番号には絶対に電話しないでください。

▶不安やおかしいと思ったら、まず消費生活センターにご相談ください。

〈参考〉国民生活センター 報道発表より

◆市消費生活センター

▶相談日時=祝日を除く(月)・(火)・(水)・(金)10時~12時、13時~16時

▶会場=中央公民館1階相談室

▶相談電話=0475(70)0344

関連地域づくり課市民協働推進班

☎0475(70)0342

安全安心コーナー



「電話de詐欺撲滅」緊急メッセージ発信中!

千葉県民の皆さんへ

昨年の県内における「電話de詐欺(オレオレ詐欺などの振り込め詐欺)」の被害件数は1,517件と過去最悪となり、今年に入ってから増加傾向が続くなど、深刻な状況です。

「自分はだまされない」と思っている、犯人は考える間を与えず、言葉巧みにだます話術を持っています。被害を防止する一番の方法は、「犯人からの電話に直接でないこと」です。

「電話de詐欺は電話で対策!」

現在市販されている電話機の多くは、留守番電話設定や警告・通話録音などの機能がついているので、ご自宅の電話機に、ひと工夫加えて、大切なご家族を守ってあげてください。

また、「だまされているかもしれない」と感じた人を見かけたら、声をかけてあげてください。

千葉県と千葉県警察も、全力でこの犯罪の撲滅に取り組んでまいります。

県民の皆さん。電話de詐欺は、県民

の力で防げる犯罪です。

一人ひとりがしっかりとした防犯意識を持ち、県、市町村、事業者等と力を合わせ、オール千葉でこの卑劣な犯罪を撲滅しましょう。

●今月の移動交番車開設日

開設場所	日 時
セブンイレブン 季美の森店	4日(月)10時~11時30分 20日(水)14時~15時
ケーヨーD2 大網永田店	27日(水)14時~15時
主婦の店 大網店	1日(金)14時~15時 11日(月)10時~11時30分
農村環境改善センターいずみの里	13日(水)14時~15時 22日(金)14時~15時
大網白里市役所	26日(火)10時~11時30分
国保大網病院	19日(火)10時~11時30分

●合同防犯パトロール予定

集合場所	日 時
大網東小学校	7日(木)14時20分
増穂小学校	14日(木)14時
増穂北小学校	28日(木)14時20分

関東金警察署 ☎0475(54)0110